

令和6年第20回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和6年10月17日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和6年10月17日（木）午前11時20分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎
委員 大日方 邦子
委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山口 勝

（書記） 島田 直子 谷口 彩香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

報告

(1) 神南小学校の建て替えについて

[資料1：神南小学校建て替えに係る公共施設管理者同意について]

(2) 指定校変更許可基準・標準処理期間（小学校）の変更について

[資料2：指定校変更許可基準・標準処理期間（小学校）の変更について]

(3) 令和6年度「健康優良努力児童・生徒表彰」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰」について

[資料3：令和6年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について]

(4) 令和5年度教育相談報告について

[資料4：令和5年度教育相談報告書（概要版）]

(5) 令和5年度通常の学級における特別支援教育実績報告について

[資料5：令和5年度通常の学級における特別支援教育実績報告書（概要版）]

議事運営等

- 令和6年第20回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に大日方委員を指名

■ 教育長報告要旨

○ まず、10月7日に小学校陸上記録会が開催された。男子100m走、男子リレーの計2種目で新記録が出た。次に、10月10日に中学校連合音楽会が開催された。保護者などの来場者数が昨年度より約100人増加して、438人であった。学校ごとに個性のある演奏を披露していた。次に、10月11日に放課後クラブ合同交流事業としてボッチャ大会が開催された。私は決勝を観戦したが、とてもレベルの高い大会であった。最後に、10月15日にフィンランド共和国児童・生徒派遣研修報告会が開催された。グループに分かれて、テーマを持って交流や探究をした内容が報告された。

◆ 報告 1

神南小学校の建て替えについて

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき未来の学校担当課長が説明)

○ 神南小学校の建て替えについて報告する。初めに、「1 はじめに」についてである。神南小学校の建て替えについて、令和3年に公園通り西地区市街地再開発準備組合から市街地再開発事業の公共施設整備の一環として取り組みたい旨の提案を受け、現在、本スキームにより神南小学校の建て替え計画が進んでいる。次に、「2 公共施設管理者同意とは」についてである。都市再開発法第7条で規定されており、第一種市街地再開発事業を実施しようとする者（準備組合）は、事業計画を立て、都道府県知事の認可を受けなければならない。また、認可を申請する場合には、事前に事業計画の施行区域内にある、公共施設の管理者の同意を得る必要がある。このため、準備組合が今回の再開発事業について東京都から認可を受けるには、再開発区域内の公共施設管理者から、事前に同意を得る必要がある。次に、「3 公共施設管理者について①」についてである。都市再開発法及び同法施行令によると、緑地や河川、公立の小中学校などを「公共の用に供する施設」と定義している。よって、本件においては、神南小学校がその公共施設に該当している。次に、「4 公共施設管理者について②」についてである。公共施設である神南小学校の管理者は誰かという部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第21条に記載がある。教育委員会の職務権限は、所管する学校やその他の教育機関で使用される財産、すなわち教育財産の管理、並びに校舎やその他の施設の整備に関することと規定されている。したがって、神南小学校の公共施設

管理者は教育委員会となる。以上の理由から、準備組合が再開発事業を進めるにあたっては、教育委員会が事業計画のうち、神南小学校の建て替えに係る部分について同意することが必要となる。次に、「５ 同意申請書について①」についてである。手続としては、準備組合が公共施設管理者である教育委員会に対し、同意申請書を提出することになる。同意申請書には、同意対象となる公共用地として、神南小学校の敷地を表すため、「渋谷区宇田川町２８番２１」と記載するが、教育委員会が同意を求められているのは、神南小学校の敷地内の校舎及びグラウンドなどのハード整備についてのみである。なお、資料に記載の同意対象とならない公共用地については、広場に整備される区道であり、土木部で公共管理者同意の手続が進められている。次に、「６ 同意申請書について②」についてである。同意申請書には、事業計画書が添付される予定である。事業計画書には、計画の目的や全体の概要、建て替え建築物の設計図、工期、資金計画などが記載されている。この事業計画書のうち、神南小学校の建て替えに係る部分である、参考資料①の２ページ目の赤枠で囲っている「公共施設の設計の概要」「公共施設の設計図【小学校】」が同意範囲になる。「公共施設の設計の概要」については、小学校の施設計画として、用途や各面積が記載されている。「公共施設の設計図」については、参考資料②をご覧ください。資料に記載の１階から５階まで・屋上の平面図・断面図をベースとして、詳細な計画を進めることになっている。次に、「７ 同意書について」である。今後の流れとしては、準備組合より提出された同意申請書に対し、教育委員会が公共施設の管理者として条件を付して同意することになる。条件には、新しい学校づくり整備方針や、令和６年第４回区議会定例会で議決予定である区と準備組合との基本協定書の内容を遵守すること、また、建て替えに伴う通学路を確保することなどを記載する予定である。最後に、今後のスケジュールについて、次回の定例会にて、議決いただく予定の「市街地再開発事業の認可申請に伴う事業計画の公共施設管理者の同意について」の内容を説明し、令和６年第４回区議会定例会にて基本協定書が議決され、準備組合から正式に公共施設管理者同意申請書が提出された後、議決いただきたい。

――◇質疑応答――

(田丸委員)

○あくまでこの建物が質的に児童・生徒にふさわしいかどうかを判断し、同意することで良いか。

(未来の学校担当課長)

○そのとおりである。道路の払下げや容積の一部移転に関する評価については、教育委員会の同意の対象ではない。

(松本委員)

○教育委員会と準備組合の解釈にずれがあった場合、どうするのか。

(未来の学校担当課長)

○区で作成している要求水準書に基づいているか、定例会においてしっかり確認をしている。今後もずれがないように確認しながら進めていく。

(松本委員)

○後々解釈にずれが生じるなどのリスクは少ないと認識しており、難しい問題に発展することがないように進めていくというスタンスということか。

(未来の学校担当課長)

○お見込みのとおり。

――◇議事結果――

○了承する。

◆報告 2

指定校変更許可基準・標準処理期間（小学校）の変更について

――◇説明要旨――

(※別紙資料 2 に基づき学務課長が説明)

○指定校変更許可基準・標準処理期間（小学校）の変更について報告する。今回の変更内容は、小学校入学後の区内転居に係る運用の変更に伴い、指定校変更許可基準の許可事由に「(4) 区内転居」を追加するものである。「2 背景 (1)」のとおり、渋谷区では、児童・生徒や保護者の希望に沿った学校を選択できるようにすることにより、特色ある学校づくりを推進し、区民から信頼され、選ばれる学校をつくることを目的として、平成 16 年度より学校選択希望制を採用してきたが、令和 3 年度をもって小学校は廃止とし、令和 4 年度の新 1 年生からは、住所による通学区域制度とした。当時、小学校の学校選択希望制を廃止した理由は、大きく 2 点ある。1 点目は、児童数の増加に伴い、各校教室を増やししながら受入れの対応を行ったが、実際には補欠繰り上がりができない学校が増え、選択ができない状況となってきたこと。2 点目は、コミュニティ・スクールの推進により、各校の学校運営協議会を軸に、地域と共にある学校づくりが推進されたことが挙げられる。以上の理由から、小学校においては、特色を付けていくことよりも通学の安全性や利便性に重点を置き、より地域と共に学校づくりを推進していく方向へシフト

した。ただし、2 ページ目に記載の指定校変更制度を設け、許可事由に該当する場合は、保護者が申請し、教育委員会が許可することによって、指定校を変更できるよう対応している。「2 背景(2)」のとおり、一方、入学後に区内転居により通学区域外に居住することとなった児童については、保護者の希望により、引き続き在籍校に通うことができる運用をとっている。本来であれば、通学区域制度で入学した令和4年度生以降の児童は、入学後に区内転居をした場合は、転居後の住所の学校へ転校するのが通学区域制度の考え方であるが、一方で、学校選択希望制の時に入学した児童は区内転居後も希望すれば在籍校に通い続けられるため、同じ学校内で学年によって区内転居の際の転校のルールが異なることを防ぐため、通学区域制度で入学した令和4年度生以降の児童についても、保護者の希望により、在籍校に通い続けられる運用をとっていた。また、学校選択希望制の廃止を検討していた当時は反対の御意見もあったため、制度の激変緩和策として、入学後の区内転居の場合は在籍校に通い続けられる運用をとってきたものと思われる。この点で、通学区域制度に移行したにもかかわらず、通学区域外から通うことを認めている現状において、矛盾が生じており、小学校校長会からも区内転居の運用見直しについて意見をいただいたことに加え、他区においてもほとんどの区が、区内転居した場合は、原則、転居先の通学区域の小学校に転校する運用をとっているため、今回、本区においても運用変更の検討を進めてきたというのが背景である。次に、「3 変更理由」である。令和8年4月より、区内転居の運用を変更し、転居により通学区域外に居住することとなった児童は、原則として転居後の通学区域の小学校に通学することとする。そのことに伴い、転居による環境変化から生じる児童の負担の軽減や、学校行事への参加等のために、在籍校に引き続き通学することを希望する場合には、今回追加する指定校変更許可事由「(4) 区内転居」の項目において、原則として、自宅から学校まで公共交通機関を使わずに徒歩で通える距離で安全上の問題がないこと及び学期末又は学年末までの期間内であることを条件とし、事前に学校長に継続通学の許可を得た上で、許可することとした。次に、「4 施行日」は、令和8年4月1日からとする。令和7年でなく、令和8年とした理由としては2点ある。1点目は、十分な周知期間をとるためである。日常的にある転居に係る問合せ等からも、学齢期の子供がいる家庭では、計画的に転居の予定を検討されていると推察する。現行ルールで転居の予定を既に立てられている家庭もあるかと思うので、十分な周知期間として施行日まで約1年半の期間をとることとした。2点目は、学校選択希望制で入学した児童が、希望して入学した在籍校に卒業まで通えるようにするためである。施行の令和8年度は、学校選択希望制で入学した児童は6年生のみとなり、その6年生が令和8年度中に区内転居した場合は、今回、指定校変更許可基

準に追加した「(4) 区内転居」において要件を満たしていれば、6年生の年度末まで通い続けることができる。最後に、「4 周知方法」であるが、新小学1年生については、令和7年度生は令和6年12月に、令和8年度以降の新小学1年生は1年生になる前年度の8月と12月に周知する。在校生の保護者及び小学校については、学校長を通じて、Home & School等で定期的に周知する。また、区ウェブサイトにも新しい指定校変更許可基準を掲載し周知していく。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告3

令和6年度「健康優良努力児童・生徒表彰」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰」について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料3に基づき学務課長が説明)

○令和6年度「健康優良努力児童・生徒表彰」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰」について報告する。この表彰は、昭和41年以降、毎年度、渋谷区学校保健会及び教育委員会の共催事業として、小中学校と学校医、学校歯科医の協力により実施しているものである。まず、表彰の種別であるが、健康優良努力児童については、対象が小学校6学年の児童で、各校から2名以内の推薦を受け、学校保健会理事会の承認をもって、表彰者を決定しているものである。また、健康優良努力生徒は、中学校3学年の生徒を対象とし、各校から2名以内、歯・口の健康優良努力児童は、小学校5学年の児童を対象とし、各校から2名以内の表彰者を決定しているものである。それぞれ表彰の趣旨として、在学中に健康の保持増進に努め、実践している児童・生徒、日頃から歯の健康維持に努力している児童を表彰するものである。今年度の表彰者については、健康優良努力児童が36名、歯・口の健康優良努力児童が35名、健康優良努力生徒が16名の計87名である。表彰式については、各学校にて12月以降に実施する。最後に、学校からの推薦理由について一部抜粋して紹介する。6年生の健康優良努力児童では、熱中症について研究し、その成果を同級生に伝えることで、健康保持に対する意識を向上させた児童が選ばれている。この児童は、夏休みの自由研究として、本人が熱中症について興味を持ち、原因や症状についてパワーポイントにまとめて報告し

たとのこと。5年生の歯・口の健康優良努力児童では、ブラシの種類を使い分けたり、歯磨きに加えてフロスを欠かさず使ったり、歯や口への健康意識の高さが表彰理由として挙げられている。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○すばらしい表彰である。表彰者はどのように決定されるのか。

(学務課長)

○健康優良努力児童・生徒表彰は、担任と養護教諭で候補者を選び、学校医と学校管理職などで話し合って決定している。歯・口の健康優良努力児童表彰は、歯の健康診断の結果を基に学校歯科医と学校管理職などで話し合って決定している。

(大日方委員)

○歯・口の健康優良努力児童表彰について、他校は2人の表彰であるが、加計塚小だけ1人の表彰であるのはなぜか。

(学務課長)

○2人以内の推薦としているが、加計塚小からは1人しか推薦されなかったからである。

(大日方委員)

○歯・口の健康優良努力児童表彰については、虫歯がないことが条件か。

(学務課長)

○虫歯の有無は条件になっていないが、健康診断において、口腔の疾病、異常がなく、歯の健康状態が良好な者であることが選出の観点になっている。

(平岩委員)

○この表彰はどの自治体でも行っているのか。

(学務課長)

○行っている自治体は多いが、減少傾向にある。23区は比較的まだ行っている。

(平岩委員)

○表彰の趣旨としては良いと思うので、せっくなら各学校2名ずつは必ず推薦

してあげるのが良いと思う。普段から評価されている子を評価するというよりは、クラスのムードメーカーでクラスを明るくする児童などを選んであげるのも良い。

(田丸委員)

○推薦理由を読むと、クラス内での関係が良好で、コミュニティの中で健康を活性化している児童・生徒、ウェルビーイングを実現している児童・生徒が選ばれており、良いと思う。

(教育長)

○全国的に虫歯がある児童・生徒は少数派で、疾病も少ない。甲乙つけがたく、選出することが大変だと思う。

(田丸委員)

○推薦理由にあるような完璧な児童・生徒がよく見つかったなと思う。

—◇議事結果 —————
○了承する。

◆報告 4

令和5年度教育相談報告について

—◇説明要旨 —————
(※別紙資料4に基づき教育センター所長が説明)

○令和5年度教育相談報告について報告する。例年との大きな違いは2点ある。
1点目は、「不登校・登校しぶり」が相談内容で多いことや東京都の施策を踏まえ、令和5年度は派遣型であったSSW（スクールソーシャルワーカー）を、週1日3時間学校に配置するようにし、能動的に学校での情報把握に努めたことである。2点目は、外部との関わりがない不登校児童・生徒の支援として、VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所づくりを行い、不登校児童・生徒が外部の人と交流を持てるようにしたことである。SSWを学校配置型にしたことにより、昨年度と比べ、教育センターでの相談件数は減少した。SSWが学校で相談を受け、校内体制の中で相談を進めている実態がある。この結果、教育センターでの相談は、来校しての相談が難しい相談者に限定され、不登校に関する相談割合が前年度は45%台から53%台^へと増加している。また、SSWの学校訪問件数が384件から680件に増加した。そのため、学校訪問中のSSWへの相談件数は、1,756件から2,591件に増加し、学校訪問中の保護者から

の相談は263件と前年度の約3.5倍になった。なお、学校内のスクールカウンセラーとの連携の充実を踏まえ、主訴別内容分けの在り方（項目）を東京都のスクールカウンセラーの内訳の仕方と同様に変えている。また、相談指導教室（けやき教室）について、VLPのアカウント配布数が51件、心理士相談数が31件、けやき教室入室が1件であった。この実績を踏まえ、今年度は更に検証を進めている。

—◇質疑応答 —————

（大日方委員）

○VLPについて、思ったより来るなどといった受け止めに教えてほしい。

（教育センター所長）

○外出できない児童・生徒がバーチャルで心理士のところに来て、毎日のように会話をし、「ネウボラに相談に行って、実際に会いたい」などの会話もあった。子ども家庭支援センターでの相談につながったケースもあり、件数は少ないが成果は出ている。

（松本委員）

○まだ事例は少ないと思うが、リアルな相談にもつながっており、バーチャルの可能性を感じた。

（加藤委員）

○VLPの目標は、登校できるようになることなのか。

（教育センター所長）

○必ずリアルな世界につなげるというものではない。バーチャルの世界の進学ができる私立校もあるため、どのような支援が望ましいのかを考え、いろいろな支援につなげていきたい。

（加藤委員）

○SSWの訪問数と相談数との関係はどうか。

（教育センター所長）

○今まではネウボラにSSWがいたので、そこから学校に派遣し、相談がスタートする流れであったが、令和5年度からは週1日3時間学校配置することになったので、SSWが教員と一緒に家庭を訪問し、支援につなげることができるようになった。また、今までは、保護者にネウボラまで来てもらい面談してい

たが、学校での面談も可能になったため、相談数も増えている。

(加藤委員)

○週1日3時間の配置だと少ないか。

(教育センター所長)

○現状は、スタートの段階であるため、週1日3時間の配置で考えているが、学校のオーダーや現状を踏まえて、今後の体制を考える必要はあると思う。

(加藤委員)

○素晴らしい取組だと思うので、継続してほしい。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告5

令和5年度通常の学級における特別支援教育実績報告について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料5に基づき教育センター所長が説明)

○令和5年度通常の学級における特別支援教育実績報告について報告する。この取組は、特別支援教育推進計画に基づき進めている。特別支援教室の在籍児童・生徒数について、平成30年度と令和5年度とで、小学校が1.3倍、中学校が2.5倍に増加している。特別支援教室への入室者は、ASD傾向の子が多いが、知的な困難はないというのが原則である。そのため、特別支援教室と在籍学級で連携した協働的な指導の推進が重要になる。令和5年度における中学校卒業後の進路は、8割が全日制高等学校に進学し、高等専門学校と合わせると9割を超え、残りの1割弱も通信制高等学校へ進学している。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○資料に記載の内容をどのように捉えたら良いかももう少し説明をしてほしい。

(教育センター所長)

○特別支援教育については、レベル1が教員の工夫による学級での指導、レベル2が介助員や支援員などの外部の人材を学級に入れての指導、レベル3が週2、3時間の個別の指導となっている。特別支援教室の利用状況は、令和3年度か

ら5年度にかけて増加している。児童・生徒の状況は、知的遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、様々な困難さにより悩んでいる子供たちであるが、義務教育を終えた後、高等学校へ進学していることが分かる。

(加藤委員)

○文言が渋谷区教育大綱と一致しているのもいいと思う。利用が増えているのは、サポート体制がしっかりしているからなのか、それとも特別支援が必要な子が増えたからなのか、理由が分かれば教えてほしい。

(教育センター所長)

○特別支援が必要な子が増えている。診断名が付くようになったことも影響している。

(教育長)

○児童・生徒の数自体が増えていることも影響していると思う。

(田丸委員)

○資料は、目的において、それが達成されているのかが分かるようにしたら良い。例えば、現在の設置校数が足りているのか、などの検証がなされた上での実績報告になれば分かりやすいと思う。この報告だと、利用人数などは分かるが、この状況を教育委員会としてどう評価しているのか、改善点があるのかが分からない。

(松本委員)

○計画値なのか実績値なのか、また、課題や成果があれば教えてほしい。

(教育センター所長)

○実績値である。心理士・相談員の力量のアップが課題である。行動観察を繰り返すことで、適正な教室への入室や学校への助言を行えている点は成果だと思う。

(松本委員)

○「未来の学校」をつくる上でも、いろいろな感性や感覚を持っている子供たちが、視覚的・聴覚的に落ち着ける場所を考える必要がある。また、それぞれの段階・特性に応じたゴール設定が必要であると考えます。

(平岩委員)

○1・2年でなじめなくても6年になるとできるようになることもある。教室の中だけでなく、放課後クラブでどういう状況なのかといった視点も持っていたい。

(大日方委員)

○困難を抱えている子というのは、大きく伸ばせる才能を持っている子だと思う。そういう子の支援が「未来の学校」につながると思う。

(松本委員)

○特別支援を受けている子は、同じ情報を見ても読み取れるものが違うことがある。社会的にはサポートが必要で、ロールプレイングゲームもうまく進められないが、友達のサポートがあると進められることがある。子供たち同士でサポートし合える環境が、これから「未来の学校」で進められると良い。

(田丸委員)

○今回の報告は、「状況」の報告になっているので、次回は、「こういう事例がありました」という実績報告がほしい。

—◇議事結果 —————

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 大日方 邦 子